

岩手県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成23年12月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
近江歯科医院	一関市大手町2番5号	平成23年9月16日
佐々木医院	下閉伊郡岩泉町小本字小本21番地	平成23年10月1日
滝田医院	大船渡市末崎町字細浦77番地	平成23年10月31日
コスモ薬局高田店	陸前高田市気仙町字中堰40番地1	〃